

養担当規則等及び診療報酬の施設基準における 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院では、厚生労働省の方針に基づき、施設基準に関する情報をホームページで公開することになりました。今後も医療の透明性確保と患者様本位のサービス充実に努めてまいります。ご理解とご協力を願い申し上げます。

当院は保険医療機関です。

- (1) 管理者の氏名：岡本 千早也
- (2) 診療に従事する歯科医師の氏名：岡本 千早也
- (3) 診療日及び診療時間：
9:00~12:00/14:00~19:00 (月曜・火曜・水曜・金曜)
9:00~12:00/13:00~17:00 (土曜)
- (4) 標榜科目：歯科

個人情報保護の遵守について

当院では個人情報保護に努めています。問診票、診療録、検査記録等の個人情報は治療目的以外には使用いたしません。

歯科疾患管理料

継続管理が必要な歯科疾患をお持ちの患者様に対して行う口腔管理と、疾患の再発防止・重症化予防を目的とした管理です。患者様と協力しながら管理計画を作成し、定期的な口腔管理を行います。

有床義歯の取扱いについて

入れ歯を新しく作製した場合、原則として、印象採得を行った日から起算して6ヶ月間は、同一の入れ歯を保険診療で作り直すことができません。この規定は、他の医療機関で作製された入れ歯についても同様に適用されます。

医療情報取得加算

当院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

一般名処方加算

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、その旨の十分な説明を実施しています。

明細書発行体制等加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

なお、必要のない場合にはお申し出ください。

医療 DX 推進体制整備加算

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証を活用した診療情報（薬剤情報や特定健診情報等）を診察に活かしております。今後も、患者様にとってより良い医療を提供できるよう、医療 DX 推進に関わる取組を進めてまいります。

歯科初診料の注 1 に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがいます。

歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っています。

歯科技工士連携加算 1

患者様の補綴物製作に際し、歯科技工士（所）との連携体制を確保しています。

また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

光学印象歯科技工士連携加算

患者様の CAD/CAM インレー製作の際に光学印象を実施するにあたり、歯科技工士と十分な連携のうえ、口腔内の確認等を実施しています。

CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようするための取組を実施しています。

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める基準等

当院では、下記の保険外併用療養費を取り扱っています。

金属床による総義歯の提供（料金の一部は保険から補填されます）

金属	費用（税込）
----	--------

白金	上顎：300,000 円、下顎：300,000 円
----	---------------------------

コバルト	上顎：150,000 円、下顎：150,000 円
------	---------------------------

チタン	上顎：200,000 円、下顎：200,000 円
-----	---------------------------

（2025 年 10 月 3 日時点）

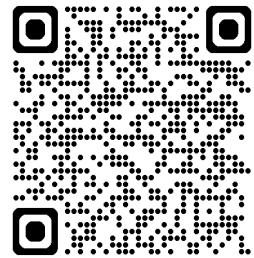
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために
皆さまのご理解とご協力を
お願いいたします



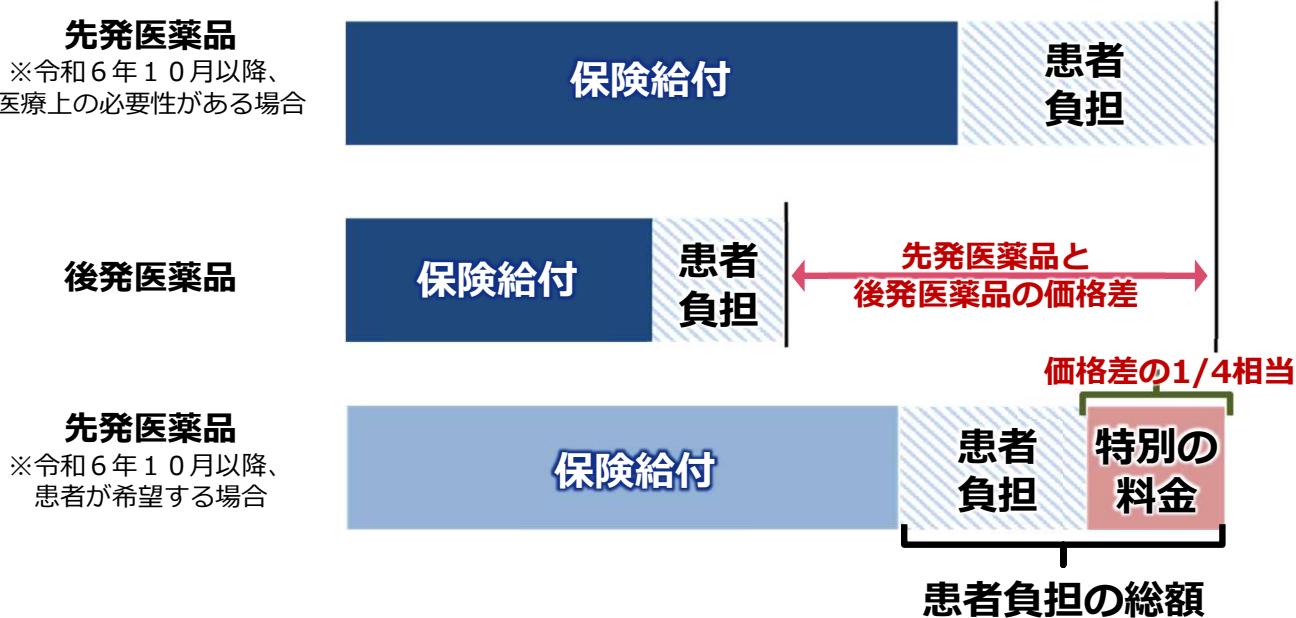
厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q & A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。